

お客様 各位

2026年3月

津山信用金庫

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取り組みについて

平素は、津山信用金庫に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では、2021年6月に閣議決定された「成長戦略実行計画」における「2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化」に向けての取り組みに従って準備を進めておりますが、今般、同取り組みの一環として、下記のとおり実施いたしますので、ご案内申し上げます。

今後とも、より一層商品・サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 当金庫以外の金融機関を支払地とする手形・小切手の取立の受付終了

(1) 受付終了日

2026年9月30日（水）

(2) 内容

2026年9月30日（水）をもって、当金庫以外の金融機関を支払地とする手形・小切手について、取立の受付を終了します。

2. 紙の手形割引の受付停止

(1) 受付終了日

2026年9月30日（水）

(2) 内容

2026年9月30日（水）をもって、紙の手形割引の受付を停止します。

3. 手形・小切手の振出期限の設定

(1) 受付終了日

2026年9月30日（水）

(2) 内容

- (ア) 当金庫の手形・小切手の最終振出期限を2026年9月30日（水）とします。最終振出期限後に振り出された手形・小切手は当座勘定からのお支払いができません。
- (イ) 当金庫の手形・小切手をお受け取りになる場合も、振出日が2026年9月30日（水）までであることをご確認ください。

(3) その他

- (ア) お客様ご自身のお口座から出金するための小切手の振出は対象外です。
- (イ) 本件にかかる当座勘定規定の改定につきましては別途お知らせいたします。

4. 自己宛小切手の発行終了

(1) 受付終了日

2026年3月31日（火）

(2) 内容

2026年3月31日（火）をもって、自己宛小切手の発行を終了します。

5. 「手形・小切手機能の全面的な電子化」に関する取り組み内容

日付	実施内容
2025年4月1日	当座預金の新規口座開設の取扱停止
2025年7月1日	2027年4月1日以降を期日とする手形(先日付の小切手を含む)の取立停止
2025年10月1日	当座預金からの払戻請求書による払い戻しの取扱い開始
2026年3月31日	手形帳・小切手帳の発行終了
2026年3月31日	自己宛小切手の発行終了
2026年9月30日	当金庫以外の金融機関を支払地とする手形・小切手の取立の受付終了
2026年9月30日	紙の手形割引の受付停止
2026年9月30日	手形・小切手の振出期限の設定

6. 電子的決済手段への移行について

現在、2026年度末までに手形・小切手機能を全面的に電子化するため、政府・産業界・金融界一丸となった取り組みをおこなっています。

電子化により事務省力化やコストの削減等が可能となり、紛失・盗難リスクが回避できる等、支払側・受取側双方にさまざまなメリットがあります。

手形・小切手による決済をご利用されているお客様におかれましては「法人IB」や「でんさい」といった電子的決済手段をご用意していますので、この機会に電子的決済手段への移行をご検討いただけるよう、お願いします。

以上